

スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、消費者利益の確保や経済の活性化を実現しようとするものである。そのことは、スポーツ事業分野についても同様であり、選手獲得におけるチームの自由な活動等が適切に確保されることによって、スポーツファンのみならず消費者全般の利益が達成されるということに留意する必要がある。

その観点からみて、スポーツ統括団体（注１）等が定める移籍制限ルール（注２）については、独占禁止法上、以下のように考えることができる。

（注１）スポーツリーグの運営、競技会の主催等を行っている団体をいう。

（注２）チーム（注３）間における選手の移籍や転職について一定の制約や条件を課すルールをいう。移籍制限ルールには、移籍や転職自体は可能であっても、スポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を認めないなどにより、実質的に移籍や転職を制限する効果を有するものを含み、また、規程等によって明文化されずに、慣習的に行われている事実上のルールも含む。

また、移籍制限ルールは、スポーツ統括団体の下部団体や地域団体が独自に定めている場合や、チームが共同して取り決めている場合も想定される。

（注３）チームが属する会社等を含む。

１ チームは、スポーツ活動を通じて経済的な活動（事業活動）を行っている側面があり、独占禁止法上の事業者として互いに競争している。

２ 一般に、競争関係にある複数の事業者が、共同して、人材の移籍や転職を相互に制限・制約する旨を取り決めることは、原則として独占禁止法違反となる（注４）。また、事業者団体が当該取決めを設ける場合も同様である（注５）。

（注４）同法第３条（不当な取引制限の禁止）。

（注５）同法第８条第１号（事業者団体による競争の実質的制限の禁止）。なお、競争が実質的に制限されるに至らない場合であっても、構成事業者の機能又は活動を不当に制限する場合は、同条第４号に違反することとなる。

スポーツ事業分野において移籍制限ルールが取り決められる場合は、チーム間の選手獲得競争が停止・抑制され得るとともに、その結果、選手を活用したスポーツ活動を通じた事業活動における競争も停止・抑制され、また、事業活動に必要な選手を確保できず新規参入が阻害されるといった弊害が生じ得ることとなる。

3 他方、スポーツ事業分野において移籍制限ルールを設ける目的には、主に以下の2点があるとされている。

- ① 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること
- ② チームの戦力を均衡させることにより、競技（スポーツリーグ、競技会等）としての魅力を維持・向上させること

この点、スポーツ統括団体が（又はチームが共同して）定める移籍制限ルールは、上記①又は②の面で競争を促進する効果を有する場合もあり得る。このため、独占禁止法上、移籍制限ルールについては、前記2記載の弊害が生じるからといって直ちに違反と判断されるのではなく、それによって達成しようとする目的が競争を促進する観点からみても合理的か、その目的を達成するための手段として相当かという観点から、様々な要素を総合的に考慮し、移籍制限ルールの合理性・必要性が個別に判断されることとなる。

これらの目的のそれぞれについて、考慮すべき要素及び具体的な着眼点を整理すれば、以下のとおりとなる。

＜移籍制限ルールの合理性・必要性に係る考慮要素＞

		＜目的①＞ 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること	＜目的②＞ チームの戦力を均衡させることにより、競技としての魅力を維持・向上させること
達成しようとする目的の合理性	具体的着眼点の例	○ 移籍制限ルールにより達成しようとする目的の合理性 ○ 設定された目的の達成水準の妥当性 ➢ 育成費用の回収可能性を確保することが、スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢ 回収を想定している費用の額は、育成インセンティブを確保するために必要な水準を超えていないか？	➢ 競技としての魅力を維持・向上するためには、必ず戦力が均衡していなければならないか？ ➢ 戦力を均衡させることが、スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢ 達成しようとする戦力均衡の程度は、競技としての魅力を維持・向上するために必要な水準を超えていないか？
目的を達成する手段としての相当性	具体的着眼点	○ 移籍制限ルールと達成しようとする目的との関連性 ○ 移籍制限ルールが課す制限・制約が、合理性ある目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか。 ○ 目的を達成し得るより制約的でない他の手段の可能性 ➢ 例えば、移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や、移籍が制限・制約される期間・条件等（注6）は、育成費用の回収可能性の確保という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？	➢ 移籍制限ルールによって、弱いチームにおける戦力向上のために採り得る選択肢が狭まるなどして、むしろ戦力差が固定・拡大する可能性も考えられるところ、当該ルールが戦力均衡という目的の達成につながるといえるか？

	の例 ➤ 目的を達成する手段として、より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？	➤ 例えば、移籍制限ルール of 適用対象選手の範囲や、移籍が制限・制約される期間・条件等（注6）は、戦力均衡という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？ ➤ 目的を達成する手段として、より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？
--	---	---

（注6）移籍制限ルールがもたらす弊害の程度は、実質的に評価される必要がある。例えば、移籍を一定期間制限・制約することについては、当該期間の外形的な長さのみならず、競技の実態（例：選手寿命の長さ、移籍・獲得ニーズの多寡、当該期間の長さがチームの選手獲得意欲を減退させる程度）を踏まえた実質的な影響度合いを考慮することとなる。

4 スポーツ事業分野における移籍制限ルールは多種多様であり、独占禁止法上問題となるかどうかについては、具体的なルールの内容や実態に即して個別に判断されるものである。

しかしながら、少なくとも、移籍や転職を無期限に制限・制約するルール（例：移籍を一切禁止するもの、現所属チームの了承がない限り移籍を無期限に認めないもの、移籍自体は可能であってもスポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を無期限に認めないもの）については、前記3記載の考慮要素に照らして、その合理性・必要性が十分に認められるものとは言い難いと考えられる。